

非課税世帯等への3万円給付のご案内

(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して **1世帯あたり3万円**を支給します。
- 3万円の支給は **1世帯1回限り**です。
- すでに5万円の給付金（価格高騰緊急支援給付金）を受給済みであっても、要件に該当すれば本給付金は支給されます。

！【注意事項】これまで実施してきた給付金事業では、「世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯」を支給対象外としてきましたが、今回の給付金については支給対象となりました。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

(注) 1世帯1回限り。住民税非課税世帯対象と家計急変世帯対象の給付金を重複して受給することはできません。

申請（返送）期限

令和5年 **10月31日(必着)**

(注) 期限までに提出がない場合は、受給を辞退したものとみなし、給付金は支給されません。

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

I 住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

※令和5年5月1日時点で糸満市に住民票がある世帯

II 家計急変世帯

予期せず家計が急変して
令和5年1月～10月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯

糸満市から
「お知らせ」 または
「確認書」 または
「申請書」
が届きます

詳しくは裏面 **I** へ

市ホームページまたは窓口から様式を取得し
郵送 または **直接窓口**
で申請してください

申請

が必要です

詳しくは裏面 **II** へ



【QRコード】
詳細は市ホームページ
でご確認ください

給付金の支給手続き

I 住民税非課税世帯

支給対象世帯へ次の書類のいずれかをお送りします。

① お知らせ

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税で、令和4年度に実施した価格高騰緊急支援給付金（5万円）を受給した世帯の場合

※令和5年7月上旬以降順次送付を予定しております。

② 確認書

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税で、令和5年1月1日以前から糸満市にお住まいの場合（上記①の世帯を除く）

※令和5年7月上旬以降順次送付を予定しております。

③ 申請書

世帯の中に、令和5年1月2日以降に糸満市外から転入した方がいる場合または令和5年度（令和4年分収入）未申告の方がいる場合

※令和5年8月上旬以降順次送付を予定しております。

返送は
不要です

内容を確認し、
必要事項を記入
（書類添付）
のうえ
返送して
ください



※原則、郵送での提出（返送）をお願いしております。

！ 基準日（令和5年5月1日）において、糸満市以外の市区町村に住民票がある方については、基準日時点の市区町村にお問い合わせください。

II 家計急変世帯（世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）

申請書の提出が必要です。 ※申請書は市ホームページからダウンロードまたは窓口でも配布しております。

【判定方法】

令和5年1月から10月までの任意の1か月の収入を12倍（年収に換算）し、限度額水準以下になるかを判定します。
※収入限度額（A）で要件を満たさない場合は所得限度額（B）で判定します。

【収入の種類】

収入の種類は、給与・事業・不動産・年金収入です。

【判定方法イメージ】

R5.1月～10月の
任意の1ヵ月収入



12倍
（年収換算）



世帯員本人が 扶養している親族の人数	非課税相当収入限度額 A（収入額ベース）	非課税相当所得限度額 B（所得額ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
配偶者・扶養親族（計5名）を扶養している場合	2,897,000円	1,948,000円
配偶者・扶養親族（計6名）を扶養している場合	3,297,000円	2,228,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円
これを超える場合、上記の扶養人数に応じた区分を適用		

！ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方へ

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができる場合があります。
詳しくは、下記のコールセンターまでお問い合わせください。



給付金に関する
振り込み詐欺等に
ご注意ください
警察相談専用電話（#9110）

糸満市臨時特別給付金担当窓口（窓口での相談は予約制です）

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置しています。窓口での相談は予約制となっていますので、ご予約はコールセンターまでご連絡ください。

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市臨時特別給付金コールセンター

0120-824-288

8:30～17:00 ※土日、祝日は除きます

